

紹介手数料の返還に関する規程

株式会社ジョイントサポート

1. 本紹介業務により採用された採用者が、採用者の責めに帰すべき事由により退職（自己都合退職を含む）し、または解雇された場合、当社は、当該採用者にかかる紹介手数料について下記の契約要綱記載に基づいた金額を返還致します。ただし、当該採用者の責に因らない解雇、求人者に起因する退職、当該採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他当社の免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではないものとする。
2. 当社は、前項により返還すべき紹介手数料を、下記の契約要綱記載の時期に、求人者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は当社の負担とする。

(契約要綱)

取扱職種の範囲等	全職種	
紹介手数料の額 (消費税抜き価格)	採用者の採用年度における理論年収の 30% なお、理論年収は、求人者より交付された労働条件通知書の写しに基づき、通勤費を除く全ての諸手当および賞与を含めて算出するものとする。 理論年収＝(月額固定給×12ヶ月)＋当該採用の前年度実績賞与支給額＋諸手当	
紹介手数料支払時期	請求書発行：毎月末日締め、翌月 5 日までに発行 支払期限：請求書受領日の当月末日	
紹介手数料の返還	返還額：	
	退職時期（入社日起算）	返還額
	1 週間以内	紹介手数料の 100%
	1 週間を超え 1 ヶ月まで	紹介手数料の 50%
	1 ヶ月を超え 3 ヶ月まで	紹介手数料の 10%
	返還期限： 採用者の退職または解雇日から 1 ヶ月以内	

2024 年 3 月 1 日

代表者 本田 祐輔